

7月の公立保育園 地域交流事業

市内在住の保育園に在園していない
乳幼児（保護者同伴）
→保育幼稚園課（内359）

保育園 ☎(042)	保育園であそぼ！ミニ講座	きて・みて・あそぼ！
こくぶんじ ☎322-0211	28日(木)13時15分～14時15分 保健師・保育士と話そう 定4組	12日(火)10時～11時 保育園のおもちゃで遊ぼう 定5組
ひかり ☎575-7237	21日(木)10時～11時 病気の際のケア 定3組	12日(火)9時30分～10時30分頃 感触遊び 対0歳～2歳児 定各年齢1組
恋ヶ窪 ☎321-0465	—	13日(水)9時45分～11時頃 色水遊び 定7組

参加希望日の2週間前～前日の月～金曜日10時～16時に電話または直接実施保育園へ※先着順

園庭開放の際は園児が遊んでいる場合があります／雨天や新型コロナウイルス感染症の拡大状況で中止になる場合があります／発熱などがある場合は参加をお断りします

子育て応援 アプリ

ぶんじ子育てナビの開始

アプリでは、予防接種のスケジュール管理・子どもが遊べる施設の検索・健康に関する情報発信など、さまざまな機能を利用することができます。

利用方法 右の二次元コードよりダウンロードしてください

注 モバイルサービスの予防接種・子育て応援ナビ「ぶんじぶんじロケット」は、9月30日(金)で終了します。終了後はぶんじぶんじロケットに登録している記録の閲覧ができなくなるため、アプリへの予防接種記録などの再登録をお願いします

→健康推進課 ☎(042)321-1801



提案型協働事業 ゆいぼっこの妊娠期講座

妊娠期～出産に向けた体づくりのこと、生まれてくる赤ちゃんとの生活のことを、妊婦さんとパートナーや上のお子さんに向けてお話しします。

日 7月10日(日) ①午前9時30分～午後0時30分 ②午後2時～4時

場 ①本多公民館 ②オンライン(ZOOMアプリ使用)

対 妊娠中の方と家族※子ども同伴可 定①5組②10組

料 無料※②の通信料は自己負担

申 6月16日(木)から氏名・お住まいの町名・電話番号・出産予定日・第何子かを yuibocco@gmail.com(右の二次元コードからも送信可)または電話でゆいぼっこ～地域につなげるサポーター'S ☎(070)3363-8554へ※先着順

物 ①母子健康手帳

注 詳しくは市HP ☎検索1027699をご覧ください

→健康推進課 ☎(042)321-1801



ひかりこひろば

7月6日(水)

午前10時～11時

楽器で遊ぼう

定3組 申 6月22日(水)～7月5日(火)の月～金曜日午前10時～午後4時に電話または直接ひかり保育園 ☎(042)575-7237へ※先着順

恋こいプレイルーム

7月27日(水)

午前9時45分～11時頃

夏まつりあそび

定10組 申 7月13日(水)～26日(火)の月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時に電話または直接恋ヶ窪保育園 ☎(042)321-0465へ※先着順

共通事項 対 未就学児と保護者

→保育幼稚園課(内359)

ご存じですか 障害者(児)・難病患者の 手当制度等

→障害福祉課(内202)

右表の要件に該当していて、まだ申請していない方は、早めに手続きをしてください。申請に必要な書類など、詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

所得基準額表(右表の支給されない方欄の「一定額」)

税法上の扶養親族等の数	①心身障害者(特例)福祉手当 ②重度心身障害者手当 ③特殊疾病者福祉手当 ④心身障害者医療費助成制度		⑤障害児福祉手当 ⑥特別障害者手当	
	本人・配偶者・扶養義務者(20歳未満は配偶者・扶養義務者の所得、20歳以上は本人の所得によって判定)	本人(一部の非課税収入を含む)	配偶者・扶養義務者	
0人	3,604,000円		6,287,000円	
1人	3,984,000円		6,536,000円	
2人	4,364,000円		6,749,000円	
3人	4,744,000円		6,962,000円	
以下1人増えるごとに	380,000円加算		213,000円加算	

※総所得金額等から対象控除を引いた金額を上表と比較してください。
④心身障害者医療費助成制度以外は、株式所得等を含みません
※所得審査は6月15日時点では令和2年中の所得額。年度切替月以降は令和3年中の所得額

【上記基準額に加算されるもの】

●同一生計配偶者(70歳以上に限る)または老人扶養親族(70歳以上)1人につき10万円、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円
●⑤⑥配偶者・扶養義務者の所得は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

【主な対象控除】

給与所得・公的年金等の所得がある場合はその合計金額から10万円、雑損・医療費・社会保険料(配偶者・扶養義務者所得の場合は一律8万円)・小規模企業共済等掛金・配偶者特別(④以外は上限33万円)控除の相当額、障害者控除27万円・特別障害者控除40万円(本人所得の場合本人を除く)、寡婦控除27万円、ひとり親控除35万円、勤労学生控除27万円
※その他特例控除等が適用になる場合がありますので、担当窓口へお問い合わせください

手当等一覧

手当名	対象者	支給されない方 ※市に住民登録のない方や 下記のいずれかに該当する方	手当額等	年度切替月
国制度 特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を要する状態の方	○施設に入所している方 ○病院・診療所に継続して3か月を超えて入院している方 ○所得が一定額を超えている方(*)	月額27,300円	
国制度 障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害があるため、常時介護を要する状態の方	○施設に入所している方 ○公的年金制度から障害を理由とする年金を受けている方 ○所得が一定額を超えている方(*)	月額14,850円	
都制度 心身障害者福祉手当	20歳以上で次のいずれかに該当する方 ○身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ○愛の手帳1～3度をお持ちの方 ○脳性まひの方 ○進行性筋萎縮症の方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を超えている方 ○心身障害者特例福祉手当受給中の方 ○特殊疾病者福祉手当受給中の方	月額15,500円	
市制度 心身障害者特例福祉手当	20歳以上で次のいずれかに該当する方 ○身体障害者手帳3・4級をお持ちの方 ○愛の手帳4度をお持ちの方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を超えている方 ○心身障害者福祉手当受給中の方 ○特殊疾病者福祉手当受給中の方	月額5,400円	8月
都制度 心身障害者医療費助成制度(マル障)	次のいずれかをお持ちの方 ○身体障害者手帳1・2級(内部障害者は1～3級) ○愛の手帳1・2度 ○精神障害者保健福祉手帳1級	○生活保護受給中の方 ○健康保険未加入の方 ○①・②・③医療証をお持ちの方 ○後期高齢者医療被保険者で住民税が課税されている方 ○所得が一定額を超えている方 ○65歳以上で手帳を取得した方 ○65歳までに申請しなかった方(一部申請できなかった方を含む)など	保険診療の本人負担分を助成(課税世帯は一部負担あり) ※食事療養費等は自己負担	
市制度 特殊疾病者福祉手当(難病手当)	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証または都難病医療費等助成制度の医療券をお持ちの方(一部疾病は小児慢性特定疾病の医療受給者証も可)	○施設に入所している方 ○心身障害者福祉手当受給中の方 ○心身障害者特例福祉手当受給中の方 ○所得が一定額を超えている方	月額6,000円	
都制度 重度心身障害者手当	65歳未満で次のいずれかに該当する方 ○重度の知的障害者で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を要する状態の方 ○重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ○重度の肢体不自由であって両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方 ○施設に入所している方 ○所得が一定額を超えている方 ○国立療養所に入所・入院している方 ○病院・診療所に継続して3か月以上入院している方	月額60,000円	11月

(*) 受給資格は取得できますが、手当の支給は停止となります

子育て
障害者

市役所への申し込み問い合わせの時間は、特記がない場合は月々金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。